

消防施設整備事業 要望に係る留意事項

1 消火栓の新設、修繕・移設

- (1) 事業主体は自治会とし、市の補助率は 80%以内です。
- (2) 詳細な見積書を 1 者 から徴し、施工図、位置図、現況写真等を添付してください。
※ 令和 8 年 4 月以降の正式な補助金交付申請時は 2 者の見積書の提出をお願いします。(市で事業費の査定をするため。)
- (3) 見積りは市の指定給水装置工事事業者に依頼してください。
(丹波市水道課のホームページ参照)
- (4) 新設については、設置基準がありますので、事前にご相談ください。
- (5) 新設する消火栓は、呼称 65mm の口径を有し、直径 75mm 以上の管に接続する地上式又は地下式のものとします。
- (6) 新設、更新する消火栓本体は打倒式（副弁付）とします。
※ 地下式消火栓についても副弁付とします。
- (7) 新設、移転工事で本管を敷設する際の補助対象は 10m以内とします。
- (8) 新設、移転工事では、本管分岐後に仕切弁を設置してください。
- (9) 不断水工事のエアバック（ABS）工法での挿入機の業者貸出はありません。
- (10) 工事に係る水道課との協議、道路使用・占用における道路管理者との協議による各部署の指示に従ってください。
- (11) 自動車事故などを原因とした修繕は、原因者負担のため、補助事業の対象にはなりません。

2 防火水槽の改良、修繕・防火水槽の安全柵等の新設、改良、修繕

- (1) 事業主体は自治会とし、市の補助率は 80%以内です。
- (2) 詳細な見積書を 1 者 から徴し、施工図、位置図、現況写真等を添付してください。
※ 令和 8 年 4 月以降の正式な補助金交付申請時は 2 者の見積書の提出をお願いします。(市で事業費の査定をするため。)
- (3) 水利標識の設置・修繕の費用については、補助金限度額があります。
(通知文書裏面のとおり)

- (4) ため池、井戸、プール等、他の用途が主である消防水利は補助事業の対象にしません。
- (5) 防火水槽の有蓋化工事（コンクリート蓋）の場合は、令和8年4月以降の正式な補助金交付申請時に構造計算書を添付していただく必要があります。

3 消火栓用ホース、格納箱等の新設、更新

- (1) 事業主体は自治会とし、市の補助率は80%以内、限度額有りとします。
- (2) 申請時に位置図、見積書、現況写真等を添付してください。
- (3) 補助対象額は物品ごとに1個あたり限度額があります。
- (4) 格納箱等の新設は、ホース3本以上、管鎗1本、ハンドル1個を適切に配置してください。
- (5) 物品の送料、パッキン等の消耗品、設置費、及びホース廃棄処分費用等は補助事業の対象にはなりません。
- (6) 購入費用については、補助金限度額があります。
(通知文書裏面のとおり)